

石川県卯辰山相撲場使用料

専用利用の申込みは、利用の1ヶ月前までにお申し込みください。

種別	使用区分		単位	金額
相撲競技のために使用する場合	有料の場合	職業相撲を目的としたもの	一日	145,200円
		相撲競技を目的としたもの	一日	64,900
	無料の場合	相撲競技を目的としたもの	午前	3,510
			午後	5,050
		一日	7,580	
相撲競技以外の目的で使用する場合	有料の場合		一日	217,800
	無料の場合		一日	7,580

石川県立武道館使用料

専用利用の申込みは、利用の1ヶ月前までにお申し込みください。

1 柔道場、剣道場及び弓道場使用料

使用区分				単位	金額	
アマチュアスポーツに使用する場合	個人使用	一般		午前	210円	
				午後	210	
				夜間	210	
				定期券(一月)	3,300	
				回数券(十二回分)	2,200	
		勤労青少年及び高校生以下		午前	100	
				午後	100	
				夜間	100	
				定期券(一月)	1,640	
				回数券(十二回分)	1,100	
	専用使用	入場無料の場合	大会(弓道場における練習を含む。)(全面)	一般	午前	8,130
					午後	8,130
			勤労青少年及び高校生以下	午前	5,500	
				午後	5,500	
				夜間	5,500	
		練習(弓道場における練習を除く。)	全日	14,840		
			午前	2,630		
			午後	2,630		
			夜間	2,630		
			全日	7,030		
入場有料の場合		午前	24,410			
		午後	24,410			
		夜間	24,410			
		全日	66,000			
		全日	66,000			
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場無料の場合		午前	39,600		
			午後	39,600		
			夜間	39,600		
			全日	110,000		
	入場有料の場合		274,460円の範囲内で知事が定める額			

備考 弓道場の使用料は、本館及び分館ごとに徴収する。

ただし、定期券による利用の場合は、この限りでない。

2 屋内相撲場使用料

使用区分				単位	金額	
アマチュアスポーツに使用する場合	個人使用	一般		本土俵及び練習土俵	午前	210円
					午後	210
				夜間	210	
				定期券(一月)	3,300	
				回数券(十二回分)	2,200	
		勤労青少年及び高校生以下		本土俵及び練習土俵	午前	100
					午後	100
				夜間	100	
				定期券(一月)	1,630	
				全日	1,630	

専用使用	入場無料の場合	大会	一般	本土俵	回数券 (十二回分)	1, 100
					午前	5, 500
					午後	5, 500
					夜間	5, 500
				全日	14, 970	
				練習土俵	午前	2, 620
			午後		2, 620	
			夜間		2, 620	
			全日		7, 020	
			勤労青少年及び高校生以下	本土俵	午前	2, 870
					午後	2, 870
					夜間	2, 870
	全日	7, 800				
	練習土俵	午前		2, 620		
		午後		2, 620		
	練習	本土俵	午前	2, 620		
			午後	2, 620		
			夜間	2, 620		
			全日	7, 020		
			練習土俵	午前	2, 620	
				午後	2, 620	
		夜間		2, 620		
		全日		7, 020		
		入場有料の場合	本土俵	午前	16, 520	
午後				16, 520		
夜間				16, 520		
全日				44, 910		
練習土俵	午前			7, 880		
	午後			7, 880		
	夜間		7, 880			
	全日		21, 080			
アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場無料の場合		本土俵	午前	26, 780	
				午後	26, 780	
				夜間	26, 780	
				全日	74, 850	
		練習土俵	午前	12, 810		
			午後	12, 810		
	入場有料の場合	本土俵	275, 000円の範囲内で知事が定める額			
			練習土俵	275, 000円の範囲内で知事が定める額		

備考 個人使用以外の場合にあつては、暖房期間中における屋内相撲場使用料の額は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。

3 会議室、和室及び多目的室使用料

使用場所	単位	金額
第一会議室	午前	2, 850円
	午後	2, 850
	夜間	2, 850
	全日	8, 570
第二会議室	午前	1, 640
	午後	1, 640
	夜間	1, 640
	全日	4, 940
第三会議室	午前	1, 640
	午後	1, 640
	夜間	1, 640
	全日	4, 940
第四会議室	午前	1, 640
	午後	1, 640
	夜間	1, 640
	全日	4, 940
和室（合宿の場合に限る。）	一泊	540
多目的室	午前	1, 630
	午後	1, 630
	夜間	1, 630
	全日	4, 930

冷暖房期間中における会議室使用料の額は、表中の金額に百分の百三十を乗じて得た額とする。

4 電気設備使用料（個人使用の場合を除く。）

使用場所	使用区分	単位	金額
柔道場	全面	一時間	700円
	一面	一時間	210
剣道場	全面	一時間	700
	一面	一時間	210
弓道場	近的	一時間	430
	遠的	一時間	210
屋内相撲場	本土俵	一時間	420
	練習土俵	一時間	200

5 附属設備使用料

名称	使用区分	単位	金額
剣道防具	午前、午後及び夜間の各一回につき	勤労青少年及び高校生以下	一組 50円
		一般	一組 100
浴室	専用使用の場合	一時間	1, 100
温水シャワー	専用使用の場合	一時間	1, 100